

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則

平成19年3月20日
大津市規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する書類（以下「書類」という。）の閲覧及び写しの交付について、必要な事項を定めるものとする。

(書類の閲覧等)

第2条 何人も、この規則に定めるところにより、書類を閲覧し、及び書類の写しの交付を受けることができる。

(閲覧場所)

第3条 書類を閲覧に供する場所は、大津市役所都市計画部建築指導課とする。

(閲覧時間)

第4条 書類を閲覧に供する日及び時間は、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(閲覧上の注意)

第5条 書類を閲覧する者は、係員に指示された場所で閲覧しなければならない。書類を外部に持ち出してはならない。

(貸出しの禁止)

第6条 書類の貸出しは、行わない。

(閲覧の停止等)

第7条 閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、書類の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則に違反し、又は係員の指示に従わないとき。
- (2) 書類を汚損し、若しくはき損し、又はそれらのおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(書類の写しの交付)

第 8 条 書類の写しの交付を受けようとする者は、大津市手数料条例（平成 12 年条例第 12 号）別表第 20 項第 50 号に規定する手数料を添えて、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定に関する書類の写しの交付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第8条関係）

建築基準法第42条第1項第5号の規定による
道路の位置の指定に関する書類の写しの交付申請書

年 月 日

（あて先）

大津市長

申請者 住所

氏名 印

電話番号

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
指定に関する書類	申請書等図面以外の場合 (表紙、設計説明書、) 図面の場合 (土地利用計画図、測量図) その他()
申請枚数	通
使用目的	